

非該当証明書

名称	HMT-1 headmount computer	
メーカー	RealWear Inc.	
型番	HMT-1Z1	
概要	当該貨物は、機器前部のディスプレイにてマニュアルを参照することや、組み込まれているカメラにて撮影を行うなどして使用するヘッドマウントコンピュータである。 使用者は当該貨物を頭部に装着して使用する。 カメラの他に加速度計、ジャイロスコープ、磁気センサー、SoC等を搭載している。 主な仕様は以下の通りである。	
貨物の概要	チップセット	2.0 GHz 8コア Qualcomm® Snapdragon™ 625 (Adreno 506 GPU - OpenGL ES 3.1 & OpenCL 2.0)
	メモリー	16 GB 内部ストレージ、2 GB RAM、MicroSDスロット(最大 64 GBまで対応)
	カメラ	撮影速度 : 30fps シャッター速度 : 8,000,000ナノ秒以上



貨物外観

判定概要 :

輸出令項番		貨物等省令条項	項番を判定に用いた理由	判定結果
第 1 項	武器			対象外
第 2 項	原子力	第 1 条第四十四号	カメラを搭載する為	非該当
第 3 項	化学兵器			対象外
第 3 の 2 項	生物兵器			対象外
第 4 項	ミサイル	第 3 条第十七号 第 3 条第十七号の二 第 3 条第十七号の三	IMUを搭載する為	非該当
		第 3 条第十九号	GPS等に対応している為	
第 5 項	先端材料			対象外
第 6 項	材料加工			対象外
第 7 項	エレクトロニクス	第 6 条第一号	集積回路を搭載する為	非該当
		第 6 条第五号	セルを内蔵する為	
		第 6 条第十号	AD変換機能を搭載する為	
		第 6 条第十一号	デジタルデータを記録できる為	
第 8 項	電子計算機	第 7 条第一号～ 第 7 条第五号	電子計算機を組み込む為	非該当
第 9 項	通信	第 8 条第一号 第 8 条第二号	通信機能を搭載する為	非該当

		第8条第九号 第8条第十一号 第21条1項第九号	暗号機能を搭載する為	
第10項	センサー	第9条第三号～ 第9条第六号 第9条第七の二号～ 第9条第九号	カメラを搭載する為	非該当
		第9条第十一号 第9条第十一号の二	磁気センサーを搭載する為	
第11項	航法装置	第10条第一号～ 第10条第六号	IMU及びGPS等を搭載する為	非該当
第12項	海洋関連	第11条第五号	フラッシュ機能が付いている為	非該当
第13項	推進装置			対象外
第14項	その他			対象外
第15項	機微品目			対象外
第16項	キャッチオール規制		工業製品であるため	該当

詳細判定：「該当しない」は「対象外」および「非該当」を含み、「一」は判定しないことを示す。

法令	判定	コメント
輸出令第1項 武器（貨物）		
外為令第1項 武器（役務）		
輸出令第2項 貨物等省令第1条 原子力（貨物）		
輸出令第2項(39) 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品	該当しない	
貨物等省令第1条第四十四号 高速度の撮影が可能なカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ ストリークカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	ストリークカメラ又はその部分品ではない
ロ フレーミングカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
(一) フレーミングカメラであって、撮影速度が1秒につき225,000こまを超えるもの	該当しない	60fps
(二) フレーミングカメラであって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの	該当しない	シャッター速度:8,000,000ナノ秒以上
(三) (一)又は(二)に該当するカメラ用に設計したフレーミング管又は固体撮像素子であって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの	該当しない	シャッター速度:8,000,000ナノ秒以上
(四) モジュール式の構造を有するフレーミングカメラ用に用いるために設計したプラグインユニットであって、(一)又は(二)に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超るために必要なもの	該当しない	プラグインユニットではない
(五) (一)又は(二)に該当するカメラ用に設計したターピン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置	該当しない	回転反射鏡の組立品又は同期電子装置ではない
ハ 固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの(イ又はロに該当するものを除く。)	該当しない	
(一) 固体カメラ又は電子管カメラであって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの	該当しない	シャッター速度:8,000,000ナノ秒以上
(二) (一)に該当するカメラ用に設計した固体撮像素子又はイメージ増強管であって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの	該当しない	シャッター速度:8,000,000ナノ秒以上
(三) カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッターであって、シャッター速度が50ナノ秒以下のもの	該当しない	シャッター速度:8,000,000ナノ秒以上
(四) モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであって、(一)に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超るために必要なもの	該当しない	プラグインユニットではない
外為令第2項 貨物等省令第15条 原子力（役務）		
輸出令第3項 貨物等省令第2条 化学兵器（貨物）		
外為令第3項 貨物等省令第15条の2 化学兵器（役務）		
輸出令第3の2項 貨物等省令第2条の2 生物兵器（貨物）		
外為令第3の2項 第15条の3 生物兵器（役務）		
輸出令第4項 貨物等省令第3条 ミサイル（貨物）		
輸出令第4項(16) ロケット用若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるものの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品	該当しない	
1 加速度計		
2 ジャイロスコープ		

3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置 4 航法装置 5 磁気方位センサー		
貨物等省令第3条第十七号 ロケット用若しくは無人航空機に使用することができる装置であって次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれらの部分品	該当しない	
イ ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であって、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したもの	該当しない	左記設計の航法装置ではない
ロ ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置	該当しない	ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡によって位置若しくは針路を測定するものではない
ハ 直線加速度計であって、慣性航法装置用又は誘導装置用に使用するように設計したものうち、スケールファクターの再現性が1年間につき 0.125 パーセント未満であって、バイアスの再現性が1年間につき 0.012263 メートル毎秒毎秒未満のもの(ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)	該当しない	慣性航法装置用又は誘導装置用に設計しておらず、スケールファクターの再現性:6.4%以上、バイアスの再現性:0.018m/s ²
ニ ジャイロスコープであって、9.81メートル毎秒毎秒の直線加速度の状態におけるドリフレートの安定性が1時間につき0.5度未満のもの(ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)	該当しない	ロケット又は無人航空機で利用できる設計ではない。ドリフレートの安定性:504dph
ホ 加速度計又はジャイロスコープであって、慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したものうち、981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの	該当しない	慣性航法装置用又は誘導装置用に設計しておらず、156.96m/s ² までで使用するよう設計されている
ヘ ハ若しくはホに該当する加速度計又はニ若しくはホに該当するジャイロスコープを用いた装置(姿勢方位基準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置、慣性航法装置及び慣性基準装置を含む。)	該当しない	ハ、ニ、ホ、ヘに該当する加速度計又はジャイロスコープは搭載しない
ト 磁気方位センサーであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもののうち、軸数が3のもの	該当しない	(三)に該当しない
(一) ピッチ角(プラスマイナス 90 度)及びロール角(プラスマイナス 180 度)の内部傾き補正を有するもの	—	
(二) 緯度プラスマイナス 80 度の地点における方位角精度の実効値が局所磁場に対して 0.5 度未満のもの	—	
(三) 飛行制御又は航法システムと統合するように設計したもの	該当しない	左記設計はされていない
貨物等省令第3条第十七号の二 ペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した統合された航法システムであって、平均誤差半径が 200 メートル以下の精度のもの	該当しない	左記設計ではない
貨物等省令第3条第十七号の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	左記製造用のものではない
イ 前二号に該当するものの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置(口からへまでのいずれかに該当するものを除く。)又はこれらの部分品	該当しない	左記製造用のものではない
ロ 遠心力式釣合い試験機(歯科用装置又は医療用装置を試験するように設計したものを除く。)であって、次の(一)から(四)までのすべてに該当するもの	該当しない	遠心力式釣合い試験機ではない
ハ 表示装置であって、ロに該当するものに使用することができるよう設計したもの	該当しない	ロに該当するものに使用することができるよう設計されていない
ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するよう設計したものを除く。)	該当しない	モーションシミュレーター又はレートテーブルではない
ホ ポジショニングテーブルであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するよう設計したものを除く。)	該当しない	ポジショニングテーブルではない
ヘ 遠心加速度試験機であって、980メートル毎秒毎秒を超える加速度を与えることができ、スリップリング又は電力の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの	該当しない	遠心加速度試験機ではない
輸出令第4項(18) アピオニクス装置又はその部分品	該当しない	
貨物等省令第3条第十九号 アピオニクス装置であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ レーダー(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。)	該当しない	左記設計のものは搭載しない
ロ パッシブセンサーであって、特定の電磁波源の方向又は地形の特性を探知するもの(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬す	該当しない	左記設計のものは搭載しない

することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。)		
ハ 衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムを含む。)からの電波を受信する装置であって、次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品	該当しない	GPS、GLONASS、A-GPS を受信するが、(一)及び(二)に該当しない
(一) 500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したもの	該当しない	左記設計ではない
(二) 航行又は飛しょうする移動体に使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	航行又は飛しょうする移動体に使用するよう設計したものではない
二 ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンピリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ(ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。)	該当しない	左記設計のものは搭載しない

外為令第4項 貨物等省令第16条 ミサイル(役務)

輸出令第5項 貨物等省令第4条 先端材料(貨物)

外為令第5項 貨物等省令第17条 先端材料(役務)

輸出令第6項 貨物等省令第5条 材料加工(貨物)

外為令第6項 貨物等省令第18条 材料加工(役務)

輸出令第7項 貨物等省令第6条 エレクトロニクス(貨物)

輸出令第7項(1) 集積回路(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	該当しない	
貨物等省令第6条第一号 集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路(シリコンオンサファイア集積回路を含む。)、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ 次のいずれかの放射線照射に耐えられるように設計したもの	該当しない	
(一) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイ以上のもの	該当しない	
(二) 吸收線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイ以上のもの	該当しない	
(三) 1メガ電子ボルト相当の中性子束(積算値)が1平方センチメートルあたり50兆個以上なるもの(MIS型のものを除く。)	該当しない	耐放射線照射設計はされていない
ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路(ハからチまで若しくはルからワまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸出令別表第1の5から15までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。)、FFTプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであって、次のいずれかに該当するもの(民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)	該当しない	
(一) 125度を超える温度で使用することができるよう設計したもの	該当しない	
(二) 零下55度未満の温度で使用することができるよう設計したもの	該当しない	
(三) 零下55度以上125度以下のすべての温度範囲で使用することができるよう設計したもの	該当しない	動作温度範囲: -20°C ~ +50°C
ハ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのうち、化合物半導体を用いたものであって、最大クロック周波数が40メガヘルツを超えるもの	該当しない	化合物半導体は用いない
二 削除	—	
ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く)	該当しない	ICM-20600内にADコンバータを搭載する
(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
1 分解能が8ビット以上10ビット未満のものであつて、サンプルレートが1.3ギガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
2 分解能が10ビット以上12ビット未満のものであつて、サンプルレートが600メガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
3 分解能が12ビット以上14ビット未満のものであつて、サンプルレートが400メガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
4 分解能が14ビット以上16ビット未満のものであつて、サンプルレートが250メガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
5 分解能が16ビット以上のものであつて、サンプルレートが65メガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
(二) デジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	DA変換用のものではない

ヘ 信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路であって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの	該当しない	電気光学的集積回路又は光集積回路ではない
ト フィールドプログラマブルロジックデバイス(コンプレックスプログラマブルロジックデバイス、フィールドプログラマブルゲートアレイ、フィールドプログラマブルロジックアレイ又はフィールドプログラマブル相互接続用集積回路を含む。)であって、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く)	該当しない	フィールドプログラマブルロジックデバイスではない
チ ニューラルネットワークを用いたもの	該当しない	ニューラルネットワークは用いない
リ カスタム集積回路であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	カスタム集積回路ではない
ヌ 化合物半導体を用いたデジタル方式のものであって、次のいずれかに該当するもの(ハ、ホからりまで及びルのいずれかに該当するものを除く。)	該当しない	化合物半導体は用いない
ル FFTプロセッサであって、高速フーリエ変換のミリ秒で表した定格実行時間が次に掲げる式により算出した値未満のもの (複素点の数) \log_2 (複素点の数) / 20,480	該当しない	FFTプロセッサではない
ヲ ダイレクト・デジタル・シンセサイザ(DDS)集積回路であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	DA変換機能は搭載しない
(一) デジタルアナログ変換クロック周波数が3.5ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が10ビット以上12ビット未満のもの	該当しない	
(二) デジタルアナログ変換クロック周波数が1.25ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が12ビット以上のもの	該当しない	
ワ 次の(一)及び(二)に該当するもの又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの	該当しない	(一)に該当しない
(一) アナログデジタル変換機能を有するものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	分解能: 16ビット サンプルレート: 最高8000サンプル毎秒
1 分解能が8ビット以上10ビット未満のものであって、サンプルレートが1.3ギガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、サンプルレートが一ギガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
3 分解能が一二ビット以上一四ビット未満のものであって、サンプルレートが一ギガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであって、サンプルレートが四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
5 分解能が一六ビット以上のものであって、サンプルレートが八〇メガサンプリング毎秒を超えるもの	該当しない	
(二) 次のいずれかに該当するもの	—	
1 デジタル化されたデータを記録するもの	—	
2 デジタル化されたデータを処理するもの	—	
輸出令第7項(6) 一次セル、二次セル又は太陽電池セル	該当しない	
貨物等省令第6条第五号 セル(バッテリー(シングルセルバッテリーを含む。)に組み込まれているものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ 一次セルであって、20度の温度におけるエネルギー密度及び電力密度が次のいずれかに該当するもの	該当しない	一次セルは組み込まない
ロ 二次セルであって、20度の温度におけるエネルギー密度が350ワット時毎キログラムを超えるもの	該当しない	二次セルを組み込むが、バッテリーに組み込まれている。(除外規定)
貨物等省令第6条第七号の二 太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル又は太陽光アレーであって、宇宙用に設計したもののうち、エア・マス・ゼロで1,367ワット毎平方メートルの照射を受けたときの最小平均変換効率が、28度の動作温度において20パーセントを超えるもの	該当しない	宇宙用に設計した太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル又は太陽光アレーは組み込まない
輸出令第7項(10) アナログデジタル変換器(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	該当しない	
貨物等省令第6条第十号 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置(アナログデジタル変換カード、波形デジタイザー、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジエントレコーダーを含む。)であって、次のイ及びロに該当するもの(デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機を除く。)	該当しない	イに該当しない
イ 分解能及びサンプルレートが次のいずれかに該当するもの	該当しない	分解能: 16ビット サンプルレート: 最高8000サンプル毎秒
(一) 分解能が8ビット以上10ビット未満のものであって、サンプルレートが1.3ギガサンプル毎秒を超えるもの	該当しない	
(二) 分解能が10ビット以上12ビット未満のものであって、サンプルレートが1ギガサンプル毎秒を超えるもの	該当しない	
(三) 分解能が12ビット以上14ビット未満のものであって、サンプルレートが1ギガサンプル毎秒を超えるもの	該当しない	
(四) 分解能が14ビット以上16ビット未満のものであって、サンプルレートが400メガサンプル毎秒を超えるもの	該当しない	
(五) 分解能が16ビット以上のものであって、サンプルレートが180メガサンプル毎秒を超えるもの	該当しない	

<input type="checkbox"/> 次のいずれかの機能を持つもの	—	
(一) デジタル化されたデータを出力するもの	—	
(二) デジタル化されたデータを記録するもの	—	
(三) デジタル化されたデータを処理するもの	—	
輸出令第7項(11) デジタル方式の記録装置	該当しない	
貨物等省令第6条第十一号 デジタル方式の記録装置であって、次のイ及びロに該当するもの	該当しない	ロに該当しない
イ ディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリへのデータ連続記録速度が6.4ギガビット毎秒を超えて維持可能なもの	—	
ロ 記録中の無線周波数信号データを信号処理することができるもの	該当しない	記録中の無線周波数信号データを信号処理することができる記録装置は搭載しない
外為令第7項 貨物等省令第19条 エレクトロニクス(役務)		
輸出令第8項 貨物等省令第7条 電子計算機(貨物)		
輸出令第8項 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	該当しない	
貨物等省令 第7条 輸出令別表第1の8の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	該当しない	
貨物等省令 第7条 第一号(第7条第一号ロ:告示貨物) 電子計算機若しくはその附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品	該当しない	
イ 85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるよう設計したもの	該当しない	動作温度範囲: -20°C ~ +50°C
ロ 【告示貨物】放射線による影響を防止するよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	耐放射線照射設計はされていない
(一) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるよう設計したもの	該当しない	
(二) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないよう設計したもの	該当しない	
(三) 单事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるよう設計したもの	該当しない	
貨物等省令 第7条 第二号 削除	—	
貨物等省令 第7条 第三号 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のチから又までのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)	該当しない	
イ 削除	—	
ロ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が29実効テラ演算を超えるもの	該当しない	0.0439実効テラ演算
ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が29実効テラ演算を超えるもの(最大性能が29実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)	該当しない	機能を向上するように設計した部分品ではない
二 削除	—	
木 削除	—	
ヘ 削除	—	
ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置であつて、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの	該当しない	演算処理の能力を向上させるためのものではない
チ 他の装置に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素でないもの	省令7条3号により除外規定左記に該当すればリスト規制には非該当となる	主要な要素である
リ 他の装置に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの	省令7条3号により除外規定左記に該当すればリスト規制には非該当となる	信号処理又は画像強調に限定されているものではない
ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(5の5)までに掲げる貨物に内蔵されたものであつて、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの	省令7条3号により除外規定左記に該当すればリスト規制には非該当となる	左記に内蔵されたものではない
貨物等省令 第7条 第四号 電子計算機であつて、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品	該当しない	
イ シストリックアレイコンピュータ	該当しない	左記コンピュータを組み込まない
ロ ニューラルコンピュータ	該当しない	
ハ 光コンピュータ	該当しない	
貨物等省令 第7条 第五号	該当しない	
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であつて、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの	該当しない	左記設計又は改造はされていない

外為令第8項 貨物等省令第20条 電子計算機（役務）		
輸出令第9項 貨物等省令第8条 通信（貨物）		
輸出令第9項(1) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品(15の項の中欄に掲げるものを除く。)	該当しない	
輸出令第9項(2) 電子式交換機		
貨物等省令第8条第一号 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバ 一、フェーズドアレーランテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ 核爆発による過渡的な電子的效果又はパルスによる影響を防止することができるよう設計したもの	該当しない	左記設計ではない
ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるよう設計したもの(人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。)	該当しない	左記設計ではない
ハ 零下55度より低い温度で使用することができるよう設計したもののあって、電子回路を有するもの(人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。)	該当しない	
二 124度を超える温度で使用することができるよう設計したもののあって、電子回路を有するもの(人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。)	該当しない	動作温度範囲: -20°C ~ +50°C
貨物等省令第8条第二号 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
イ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
(一) 1.5メガヘルツ以上87.5メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであって、次の1及び2に該当するもの	該当しない	搭載無線通信機能 Bluetooth: 2. 4GHz帯 Wi-Fi: 2. 4GHz帯/5GHz帯
(二) 【告示貨物】スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの((三)に該当するもの又は出力が1.0ワット以下のものを除く。)	該当しない	Bluetooth、Wi-Fi共に無線出力1W以下
(三) ワルトラワイドバンド変調技術を用いたものであって、使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるもののうち、次のいずれかに該当するもの	該当しない	使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるものは搭載しない
ロ デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたもののうち、符号化速度が700ビット毎秒未満のもの	該当しない	左記音声帯域圧縮技術は用いない
ハ 水中で使用することができるよう設計した通信装置であって、次のいずれかに該当するもの(有線で結ばれていないものに限る。)	該当しない	当該貨物はIP66であり、水中使用を想定して設計されていない
輸出令第9項(5) フェーズドアレーランテナ	該当しない	フェーズドアレーランテナは組み込まない
輸出令第9項(7) 暗号装置又はその部分品	該当しない	
貨物等省令第8条第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(第3条第十九号ハ(二)2、本号ヘ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。)	該当しない	本号「ヘ」の除外規定を適用する
ヘ 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)		(一)に該当する
(一) 次の1から3までの全てに該当するもの		
1 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの		
2 当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの		
3 当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店による技術支援の必要がないもの		
(二) (一)に該当する貨物のために設計された部分品であつて、次の1から3までの全てに該当するもの		
1 情報システムのセキュリティ管理機能が当該部分品の主たる機能ではないもの		
2 (一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更できず、かつ、当該貨物に新しい暗号機能を追加できないもの		
3 当該部分品の機能が固定されており、特定の使用者のために設計し、又は改造していないもの		

貨物等省令第8条第十一号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものではない
外為令第9項 貨物等省令第21条 通信(役務)		
外為令第9項(1) 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	該当しない	
貨物等省令第21条1項 外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該当しない	
貨物等省令第21条1項第一号 第8条第二号イ(二)に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第二号 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラム及び前号に該当するものを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第二号の二 第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの(同条第十一号口に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第三号 第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの(同条第十一号口に該当するものを除く。)の使用に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第四号 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第五号 第8条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するための設計したプログラム	該当しない	左記に該当する貨物の製造・設計用のプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第六号 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するための設計したプログラム	該当しない	左記に該当する貨物の製造・設計用のプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第七号 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム	該当しない	左記に該当する貨物の製造・設計用のプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第七号の二 第八条第十一号口又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム	該当しない	左記に該当する貨物の製造・設計用のプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第八号 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	該当しない	左記に該当する貨物を使用するためのプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第八号の二 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム	該当しない	左記に該当するものを使用するためのプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第八号の三 第八条第十一号口又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	該当しない	左記に該当するものを使用するためのプログラムは含まない
貨物等省令第21条1項第九号 プログラムであつて、第8条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。)	該当しない	解釈中の除外規定イを適用する
【解釈】次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く(該当することがプログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面により確認できるものに限る。)。 イ プログラムであつて、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの (一) 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。)による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの (二) 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないもの (三) 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの	除外規定に該当する	左記イの市販暗号プログラムに該当するため、リスト規制に非該当
□ 貨物等省令第8条第九号へ(一)に該当する貨物のために設計したプログラムであつて、同号へに該当する部分品の実行形式のもの(ファームウェアをいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。)のうち、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの (一) 情報システムのセキュリティ管理機能が当該プログラムの主たる機能ではないもの (二) 貨物等省令第8条第九号へ(一)に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの (三) 当該プログラムの機能が固定されており、特定の使用者の仕様のために設計又は改造されていないもの		

貨物等省令第21条1項第九号の二 プログラムであって、第八条第十一号口に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの(侵入プログラムを除く。)	該当しない	左記機能は搭載しない
貨物等省令第21条1項第十号 削除	—	
貨物等省令第21条1項第十一号 第五号のプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第十一号の二 第五号のプログラムの使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第十二号 第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第十二号の二 第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第十三号 第六号又は第八号のプログラムの設計、製造又は使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第十四号 削除	—	
貨物等省令第21条1項第十五号 削除	—	
貨物等省令第21条1項第十六号 第八条第九号口に該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	該当しない	プログラム(除外規定)
貨物等省令第21条1項第十七号 第八条第九号口に該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	該当しない	暗号機能有効化の手段を用いることによって暗号機能を有効化するものではない

輸出令第10項 貨物等省令第9条 センサー(貨物)

輸出令第10項(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	該当しない	
貨物等省令第9条第三号 光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ 【告示貨物】 宇宙用に設計した固体の光検出器であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	宇宙用に設計した個体の光検出器は組み込まない
ロ 【告示貨物】 イメージ増強管であって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であって、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であって隣接する2の陽極の中心間の距離が500マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)	該当しない	イメージ増強管ではない
ハ イメージ増強管又はその部分品であって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であって、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であって隣接する2の陽極の中心間の距離が500マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)	該当しない	イメージ増強管又はその部分品ではない
二 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次の(一)及び(二)に該当するもの (一) 次のいずれかに該当するもの	該当しない	(一)に該当しない
1 熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの 一 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの 二 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの 三 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの 四 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超3,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであって、要素素子の数が32以下のものを除く。) 五 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの 六 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のイ及びロに該当するもの イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの ロ 要素素子の数が32を超えるもの	該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない 該当しない —	可視光を撮影するためのものである 可視光を撮影するためのものである 可視光を撮影するためのものである 要素素子は二次元配列である 要素素子は二次元配列である イに該当しない 電荷増倍は行わない

	2 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において、8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの	該当しない	赤外線熱型フォーカルプレーンアレーではない
(二) 次のいずれかに該当するもの	—	(一)に該当しない為省略する	
ホ 【告示貨物】 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもののうち、ニに該当するもの以外のもの	該当しない		
(一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない		
1 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	可視光を撮影するためのものである	
2 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	可視光を撮影するためのものである	
3 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの	該当しない	可視光を撮影するためのものである	
4 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超3,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子のみを有するものであって、要素素子の数が32以下のものを除く。)	該当しない	要素素子は二次元配列である	
5 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの	該当しない	要素素子は二次元配列である	
6 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次の一及びニに該当するもの 一 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの 二 要素素子の数が32を超えるもの	該当しない —	一に該当しない 電荷増倍は行わない	
(二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの	該当しない	赤外線熱型フォーカルプレーンアレーではない	
貨物等省令第9条第四号 【告示貨物】 リモートセンシング用に設計したモノスペクトリイメージセンサー又はマルチスペクトリイメージセンサーであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	リモートセンシング用に設計したものではない	
貨物等省令第9条第五号 光検出器を用いた装置であって、直視型のもののうち、次のいずれかに該当するもの(医療用装置であって、主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極を組み込んでいないものを除く。)	該当しない		
イ 【告示貨物】 次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの (一) 第三号口に該当するイメージ増強管 (二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレー (三) 第三号イ又は第14条第七号に該当する固体の光検出器	該当しない 該当しない 該当しない	イメージ増強管は用いない 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーは用いない 第三号イ又は第14条第七号に該当する固体の光検出器は用いない	
ロ 次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの(イに該当するものを除く。) (一) 第三号ハ(一)に該当するイメージ増強管 (二) 第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレー	該当しない 該当しない		
該当しない —	イメージ増強管は用いない 第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレーは用いない		
貨物等省令第9条第六号 光検出器用の冷却器であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	光検出器用の冷却器ではない	
輸出令第10項(4) 電子式のカメラ又はその部分品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)	該当しない		
貨物等省令第9条第七の二号 第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路(民生用の自動車のために特に設計したものをお除外。)	該当しない	第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路ではない	
貨物等省令第9条第八号 電子式のカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない		
イ 次のいずれかに該当するもの (一) 第三号口に該当するイメージ増強管を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものであつて次のいずれかに該当するもの	該当しない 該当しない 該当しない	イメージ増強管は組み込まない 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーは組み込まない	

(三) 【告示貨物】 第三号イ又は第14条第七号に該当する固体の光検出器を組み込んだもの	該当しない	第三号イ又は第14条第七号に該当する固体の光検出器は組み込まない
口 次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)	該当しない	
(三) 電子式のストリークカメラであって、時間分解能が50ナノ秒未満のもの	該当しない	ストリークカメラではない
(四) 電子式のフレーミングカメラであって、撮影速度が1秒につき1,000,000こまを超えるもの	該当しない	30fps
(五) 電子式カメラであって、次の1及び2に該当するもの	該当しない	1に該当しない
1 シャッター速度が1マイクロ秒未満のもの	該当しない	シャッター速度: 8,000マイクロ秒以上
2 信号の読出速度が1秒につき125こまを超えるもの	—	
(六) モジュール式の構造を有する電子式のカメラ((三)から(五)までに該当するものに限る。)のために特に設計したプラグインユニットであって、(三)から(五)までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの	該当しない	プラグインユニットではない
(七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであって、10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から6までのいずれかに該当するもの	該当しない	4~6に該当しない
1 白黒撮影用のものであって、固体撮像素子の有効画素数が4,000,000を超えるもの	—	
2 3の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであって、それぞれの固体撮像素子の有効画素数が4,000,000を超えるもの	—	
3 1の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであって、当該固体撮像素子の有効画素数が12,000,000を超えるもの	—	
4 第九号イに該当する反射鏡を有するもの	該当しない	第九号イに該当する反射鏡は組み込まない
5 第九号ニに該当する光学器械又は光学部品の制御装置を有するもの	該当しない	第九号ニに該当する光学器械又は光学部品の制御装置は組み込まない
6 カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの	該当しない	当該貨物は民生品の為該当しない(解釈による除外)
(八) スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であって、次の1から3までのすべてに該当するもの	該当しない	スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置ではない
(九) 第三号ハ(一)に該当するイメージ増強管を組み込んだもの	該当しない	イメージ増強管は組み込まない
(十) 第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	該当しない	第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレーは組み込まない
輸出令第10項(7) 光学器械又は光学部品の制御装置	該当しない	
貨物等省令第9条第九号 光学器械又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
ハ 【告示貨物】 宇宙用に設計した光学部品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	宇宙用に設計したものではない
ニ 【告示貨物】 光学器械又は光学部品の制御装置であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
(一) ハ(一)又は(三)に該当する宇宙用に設計した光学部品の表面形状又は方向を維持するように設計したもの	該当しない	宇宙用に設計したものではない
(二) 光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものではない
(三) 最大振れ角が5度を超えて、かつ、100ヘルツ以上の帯域幅で使用することができるジンバルであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	ジンバルを内蔵又は搭載するものではない
輸出令第10項(9) 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品	該当しない	
貨物等省令第9条第十一号 磁力計、磁場勾配計(医療用に設計したものと除く。)若しくは水中電場センサー(漁業用を除く。)若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	磁気センサーを内蔵するが、異方性磁気抵抗センサー(AMR センサ)であり、イ～ホに該当するものではない
イ 【告示貨物】 超電導の技術を利用した磁力計であって、次のいずれかに該当するもの (第9条第十一号イ、ロ、ヲ又はワ:告示貨物)	該当しない	超電導技術を利用したものではない
口 【告示貨物】 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であつて、1ヘルツの周波数における感度が2ピコテスラ未満のもの	該当しない	光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用したものではない
ハ 光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であつて、1ヘルツの周波数における感度が2ピコテスラ以上20ピコテスラ未満のもの	該当しない	
ニ 三軸フラックスゲートの技術を利用した磁力計であつて、1ヘルツの周波数における感度が10ピコテスラ以下のもの	該当しない	三軸フラックスゲートの技術を利用したものではない
ホ 誘導コイルを用いた磁力計であつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	誘導コイルを用いたものではない
ヘ 光ファイバーを用いた磁力計であつて、感度が1ナノテスラ未満のもの	該当しない	光ファイバーを用いたものではない
ト 水中電場センサーであつて、1ヘルツの周波数で測定した場合の感度が8ナノボルト毎メートル未満のもの	該当しない	水中電場センサーではない

チ 磁場勾配計であって、イからへまでのいずれかに該当する磁力計を2以上用いたもの	該当しない	
リ 光ファイバーを用いた磁場勾配計であって、イントリンシック型のもの(1軸当たりの検出素子の数が1のものをいう。以下この号において同じ。)のうち、感度が0.3ナノテスラ毎メートル未満のもの	該当しない	磁場勾配計ではない
ヌ 光ファイバーを用いていない磁場勾配計であって、イントリンシック型のもののうち、感度が0.015ナノテスラ毎メートル未満のもの	該当しない	
ル 磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置であって、イからへまでのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等以上の機能を有する磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサー用に設計したもの(ヲに該当するものを除く。)	該当しない	校正装置ではない
ヲ 【告示貨物】磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置であって、次のいずれかに該当する貨物用に設計したもの	該当しない	
ワ 【告示貨物】磁場勾配計であって、イ又はロに該当する磁力計を用いたもの	該当しない	磁場勾配計ではない
輸出令第10項(9の2) 水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る。)	該当しない	
貨物等省令第9条第十一号の二 水中において磁場又は電場を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの(第9条第十一号のニイ:告示貨物)	該当しない	
イ 【告示貨物】第十一号イ又はロに該当する磁力計を組み込んだもの	該当しない	
ロ 第十一号ハからへまでのいずれかに該当する磁力計又は同号トに該当する水中電場センサーを組み込んだもの	該当しない	左記に該当する磁力計を組み込んだものではない
外為令第10項 貨物等省令第22条 センサー(役務)		
輸出令第11項 貨物等省令第10条 航法装置(貨物)		
輸出令第11項(1) 加速度計又はその部分品	該当しない	
貨物等省令第10条第一号 加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品	該当しない	
イ 直線加速度計であって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	
(一) 147.15メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	使用範囲: ±2g/±4g/±8g/±16g (±19. 61m/s ² /±39. 23m/s ² / ±78. 45m/s ² /±156. 96m/s ²)
1 バイアスの安定性(校正後のものをいう。以下この条において同じ。)が1年間につき0.00128メートル毎秒毎秒未満のもの	該当しない	バイアスの安定性: 0. 018m/s ²
2 スケールファクターの安定性が1年間ににつき0.013/パーセント未満のもの	該当しない	スケールファクターの安定性: 6. 4%以上
(二) 147.15メートル毎秒毎秒超981メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるよう設計したものであって、次の1及び2に該当するもの	該当しない	使用範囲: ±2g/±4g/±8g/±16g (±19. 61m/s ² /±39. 23m/s ² / ±78. 45m/s ² /±156. 96m/s ²)
1 バイアスの再現性が1年間ににつき0.0122625メートル毎秒毎秒未満のもの	該当しない	バイアスの再現性: 0. 018m/s ²
2 スケールファクターの再現性が1年間ににつき0.125/パーセント未満のもの	該当しない	スケールファクターの再現性: 6. 4%以上
(三) 慣性航法装置又は慣性誘導装置に使用するよう設計したものであって、981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの	該当しない	使用可能範囲は±156. 96m/s ² までである
ロ 角加速度計又は回転加速度計であって、981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの	該当しない	使用可能範囲は±156. 96m/s ² までである
輸出令第11項(2) ジャイロスコープ又はその部分品	該当しない	
貨物等省令第10条第二号 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品	該当しない	
イ 981メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	±156. 96m/s ² まで使用するよう設計されたものである
(一) 角速度の測定範囲が1秒当たり500度未満のものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	測定範囲: 250dps/500dps/1000dps/ 2000dps
1 バイアスの安定性が、9. 81メートル毎秒毎秒の状態で1月間測定した場合に、1時間あたり0. 5度未満のもの	該当しない	バイアスの安定性: 504dph
2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が0. 035度以下のもの(スピニングマスジャイロを除く。)	該当しない	角度のランダムウォーク: 0. 3degree/√h
(二) 角速度の測定範囲が1秒当たり500度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの	該当しない	測定範囲: 250dps/500dps/1000dps/ 2000dps
1 バイアスの安定性が、9. 81メートル毎秒毎秒の状態で3分間測定した場合に、1時間につき4度未満のもの	該当しない	バイアスの安定性: 504dph
2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が0. 1度以下のもの(スピニングマスジャイロを除く。)	該当しない	角度のランダムウォーク: 0. 3degree/√h

<input type="checkbox"/> 981メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの。	該当しない	±156. 96m/s ² まで使用するよう設計されたものである
輸出令第11項(3) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置 貨物等省令第10条第三号 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置姿勢方位基準装置、ジャイロコンパス、慣性計測装置及び慣性基準装置を含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの(本邦又は別表第2に掲げる地域のいずれかの政府機関が民間航空機用であることを証明したものを除く。)	該当しない	当該貨物に組み込まれる加速度計及びジャイロスコープは貨物等省令第3条第十七号へ中に規制される「(貨物等省令第3条第十七号)ハ若しくはホに該当する加速度計又はニ若しくはホに該当するジャイロスコープ」を用いていない為、解釈により非該当と判定する。
【解釈】貨物等省令第10条第三号中の慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の解釈は以下である。 4の「貨物等省令第3条第十七号へ中の加速度計又はジャイロスコープを用いた装置」の解釈に同じ。	—	
【参考】貨物等省令第3条第十七号へ中の加速度計又はジャイロスコープを用いた装置とは、位置情報等を調整後、外部の参照情報によらず機首方位又は位置を決定し、又は維持するために速度及び方角の変化を計測する加速度計又はジャイロスコープを組み込んでいるものをいう。	—	
輸出令第11項(4) ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはこれらの部分品又は航空機用の高度計 貨物等省令第10条第四号 ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの	該当しない	ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置又はその部分品は組み込まない
貨物等省令第10条第五号 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次のいずれかに該当するもの又は部分品 イ 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号アルゴリズムを有するもの(民生用に設計されたものを除く。) ロ アダプティブアンテナシステムを構成するもの	該当しない 該当しない 該当しない	GPS、GLONASS、A-GPSを搭載する 当該貨物は民生用に設計されたものである(除外規定) アダプティブアンテナシステムを構成するものではない
貨物等省令第10条第六号 航空機用の高度計であつて、4. 4ギガヘルツを超える周波数又は4. 2ギガヘルツより低い周波数で使用することができるよう設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの	該当しない	高度計ではない
外為令第11項 貨物等省令第23条 航法装置(役務)		
輸出令第12項 貨物等省令第11条 海洋関連(貨物)		
輸出令第12項(4) 水中用の照明装置 貨物等省令第11条第五号 水中用の照明装置であつて、次のいずれかに該当するもの イ ストロボ法を用いたものであつて、1回のフラッシュ当たりのエネルギーが300ジュールを超えるもののうち、1秒間に5回を超えて発光することができるもの ロ アルゴンのアークを用いたものであつて、1, 000メートルを超える水深で使用することができるよう設計したもの	該当しない 該当しない — —	水中用の照明装置ではない (当該貨物はIP66であり、水中使用を想定したものではない)
外為令第12項 貨物等省令第24条 海洋関連(役務)		
輸出令第13項 貨物等省令第12条 推進装置(貨物)		
外為令第13項 貨物等省令第25条 推進装置(役務)		
輸出令第14項 貨物等省令第13条 その他(貨物)		
外為令第14項 貨物等省令第26条 その他(役務)		
輸出令第15項 貨物等省令第14条 機微品目(貨物)		
外為令第15項 貨物等省令第27条 機微品目(役務)		
輸出令第16項 外為令第15項		
輸出令第16項 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)	該当する	

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容 : HMT-1Z1 headmount computer

©CISTEC

2022.12.06施行政省令等対応 (1 / 2)

	判 定 棚	注 積	記 入 棚
9 - (2) 輸出貿易管理令別表第1の9の項(1)から(3)まで 又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び 15 の項の中欄に掲げるものを除く。)			
〔省令〕第21条 〔第2項〕 外為令別表の9の項(2)の経済産業省令で定める技術は、 次のいづれかに該当するものとする。 一 削除 二 第8条第一号、第二号、第四号から第七号まで 又は第八号の二のいづれかに該当する貨物の有する機能と 同等の機能を提供するために設計したプログラム 三 削除	該 当 ○ 非該當 × 対象外 —		
三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、 ロ (一) 若しくは(五)若しくはニ (一) に該当するものを設計するためのプログラム 又は次のいづれかに該当するものの設計若しくは製造に 必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】		(省令第8条第 1 号と同等)
イ 削除 ロ レーザー発振器を用いたものであつて、 次のいづれかに該当するもの (一) 1,750ナノメートルを超える波長の レーザー光を利用するもの (二) 削除 (三) 削除 (四) 光波長多重化技術を用いたものであつて、 光搬送波の間隔が100ギガヘルツ未満のもの (五) アナログ伝送方式を用いたものであつて、 帯域幅が2.5ギガヘルツを超えるもの (テレビジョン放送(有線テレビジョン放送を 含む。)用の装置を除く。)	【 × 】		数値 ()
ハ 光交換機能を有するものであつて、 光信号の交換所要時間が1ミリ秒未満のもの	【 × 】		数値 ()
ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、 次のいづれかに該当するもの (一) 1,024値を超える直交振幅変調技術を用いたもの (二) 31.8ギガヘルツを超える周波数で 使用することができるもの (国際電気通信連合が無線通信用に 割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当 てた周波数帯域を除く。)で使用するように設 計したものを除く。) (三) 1.5メガヘルツ以上87.5メガヘルツ以下の 周波数範囲で使用することができるものであつて、 適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、 干渉信号を15デシベルを超えて抑圧 することができるように設計したもの	【 × 】 【 × 】 【 × 】 【 × 】	】除外	数値 () 数値 (Bluetooth : 2.4GHz 帯 Wi-Fi : 2.4GHz 帯 / 5GHz 帯) 数値 () 数値 ()
ホ 削除 ヘ 専ら移動体において使用するように設計したもの であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの (一) 光波長が200ナノメートル以上400ナノメー トル以下で使用することができるもの (二) ローカルエリアネットワークにおいて 用いられるもの	【 × 】 【 × 】		数値 ()

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2022.12.06施行省令等対応 (2 / 2)

	判定欄	注釈	記入欄
9 - (2) 輸出貿易管理令別表第1の9の項(1)から(3)まで 又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの ((1) 及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)			
〔省令〕第21条 〔第2項〕 外為令別表の9の項(2)の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。 四 削除	該当 ○ 非該当 × 対象外 —		
五 人工衛星に搭載することができるよう設計した <u>伝送通信装置の設計</u> 又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【×】		
六 レーザーを用いた通信技術であつて、 信号を自動的に受信及び追跡し、 かつ、大気圏外又は水中との通信を行うことができる ものの設計又は使用に係る技術 (プログラムを除く。)	【×】		
七 削除			
八 削除			
九 削除			
十 削除			
十一 プログラムの交換により、マルチバンド、マルチ チャンネル、マルチモード、マルチコーディング アルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能 となるように、その信号受信機能が変更可能な デジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線 基地局受信装置の設計に係る技術 (プログラムを除く。)	【×】		
十二 削除			
十三 削除			
十四 <u>伝送通信装置の設計に係る技術</u> (プログラムを除く。) であって、 <u>スペクトル分析</u> (周波数ホッピングを含む。) の設計に係るもの	【×】		
十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は 改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの (第1項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号 又は本号ハからトのいずれかに該当するものため に専用に設計又は改造したプログラムを除く。)	【×】	《 》]除外	
イ 通信サービスプロバイダから、 <u>ハンドオーバーインターフェース</u> を用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、 <u>ハードセレクター</u> に基づいて検索を実行するもの	【×】		
ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、 関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡 するもの	【×】		
ハ 課金目的	⟨ ⟩		
二 ネットワークのサービス品質管理 (QoS)	⟨ ⟩		
ホ 利用者の体感品質管理 (QoE)	⟨ ⟩		
ヘ 仲介装置	⟨ ⟩		
ト モバイル決済又は銀行業務	⟨ ⟩		
十六 第十五号のプログラムの設計、製造又は使用 (操作に係るもの を除く。) に必要な技術 (プログラムを除く。)	【×】		
	判定結果	□該当	■非該当

作成責任者：(作成年月日：2023年11月20日)

会社名 RealWear Japan合同会社

所属・役職 代表執行役社長

(フリガナ) イトウ マコト
氏名 伊藤 信



電話 080-2040-0451

該当項番

① 外為令別表の項番 []

② 貨物等省令の条項号等の番号等 []

[]

[]

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容 : HMT-1Z1 headmount computer

©CISTEC

2022.12.06施行政省令等対応 (1 / 1)

10-(2) 輸出貿易管理令別表第1の10の項(2)若しくは (9)から(11)まで又は15の項(7) に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注釈	記入欄
[省令] 第22条 [第2項] 外為令別表の10の項(2)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 —		
一 第9条第四号若しくは第十三号又は第14条第八号に 該当するものを使用するために設計したプログラム	【×】	→14条	(省令第9条第 号)
二 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	【×】	付表技術	(省令第9条第 号)
三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの イ 磁力計、水中電場センサー又は磁場勾配計 の校正装置であつて、車両、船舶、航空機 又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体 に搭載するように設計したもの のために設計したプログラム	【×】 [×]		
ロ 車両、船舶、航空機 又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体上で 磁気又は水中電場の異常を検出するために 設計したプログラム	[×]		
ハ 重力計又は重力勾配計に対する運動の影響 を補正するために設計したプログラム	[×]		
ニ 航空管制のために用いられるプログラムであつて、 5以上の1次レーダーから目標データを 受信することができるもの	[×]		数値 ()
ホ 第9条第十一号の二に該当するものを用いること によって、磁場若しくは電場に係るデータを 実時間処理するため に設計したプログラム又はソースコード	[×]		
四 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	【×】	付表技術	(省令第22条第2項 第 号)

判定結果

該当 非該当

該当項番

- ① 外為令別表の項番 []
- ② 貨物等省令の条項号等の番号等 []
- []
- []

作成責任者 : (作成年月日 : 2023年11月20日)
会社名 RealWear Japan合同会社
所属・役職 代表執行役社長
(フリガナ) イトウ マコト
氏名 伊藤 信
電話 080-2040-0451



外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容 : HMT-1Z1 headmount computer

©CISTEC

2022.12.06施行政省令等対応（1/1）

1 1 - (2) 輸出貿易管理令別表第1の1 1の項(1)から (4の2)までに掲げる貨物の使用に係る技術 であつて、経済産業省令で定めるもの (1 5の項の中欄に掲げるものを除く。)	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第23条 [第2項] 外為令別表の1 1の項(2)の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —		
一 姿勢方位基準装置 (ジンバル方式のものを除く。)、 慣性航法装置その他の慣性装置を使用 (操作又は保守(点検)に係るものに限る。) するためのプログラム(ソースコードのものに限る。) 又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラム を除く。)	【 × 】 《 》	付表技術 】除外	
二 第10条第一号から第四号までのいずれかに 該当するものの使用 (修理又はオーバーホールに係るものに限る。) に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】		(省令第10条第 号)
三 第27条第3項から第5項までのいずれかに該当する プログラムの設計に係る技術(プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	(省令第27条第 項)
四 衛星航法システムのレンジングコード(民生用を除く。) を解読するために設計されたプログラム	【 × 】 《 》	】除外	

作成責任者：（作成年月日：2023年11月20日）

会社名 RealWear Japan合同会社

所属・役職 代表執行役社長

（フリガナ）イトウ マコト
氏名 伊藤 信

電話 080-2040-0451

判定結果	□該当	■非該当
該当項目番		
① 外為令別表の項番[]
② 貨物等省令の条項号等の番号等[]
[]		

輸出貿易管理令別表第2の判定

対象外の為、省略する。

以上の結果、令和5年7月21日施行の外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、外為令、貨物等省令等に基づく規制貨物および技術(リスト規制)については非該当であると判定する。

作成責任者（作成年月日）：令和5年11月20日

会社名：RealWear Japan 合同会社

役職：代表執行役社長

氏名：伊藤 信

署名：

連絡先(電話)：080-2040-0451